

「国家神道」研究の四〇年

阪本 是丸

その政治的イデオロギーとしての国家神道論による国家神道研究の本格的な幕開けを告げたのが村上重良の『國家神道』（岩波書店、一九七〇年）であり、同書が刊行されてから今年で四〇年になる。

戦後の国家神道研究を牽引してきた村上重良の『國家神道』は、新書版という啓蒙的一般的な体裁・内容の書物であるにもかかわらず、近代の神道史や宗教史はもとより、政治史や思想史など日本近代の歴史を専攻する各分野の専門家にも大きな影響を与え続けて今日に至っている。そのことは、戦後の国家神道に関する研究史を丹念に整理した新田均が「『国家神道』論とはいっても、理論として一応完結しているのは、村上重良氏の説のみである。各論者はそれぞれに村上氏の「国家神道」論の

国家神道研究は、戦後の政治的宗教的イデオロギーの対立をめぐる「政治史」の過程から生まれ出たものであり、当初から政治的イデオロギー性を濃厚に有した日本近代史研究の一分野として出発した。それ故、その刻印された、いわば「縋文字」とでも称すべき出生の秘密はいまなお学術的研究としての国家神道研究にも暗い翳を落としている。そのことは戦後いくたびも浮かんでは消え、消えては浮かぶという「政治」を繰り返してきた「靖国問題」など、戦後日本の一連の政治と宗教をめぐる問題を想起するならばただちに了解されるであろう。

克服を試みてはいるが、いずれも扱っている時代が明治に限定されており、論として完成しているわけではない。

つまり、まぎりなりにも一応の全体像を提示しているのは、村上説だけなのである。したがって、依然として、「国家神道」論の検討においては、村上説を中心としたければならない状況に変わりはない」と述べていることからも知られよう（新田均「国家神道」論の系譜下）、『皇學館論叢』三三一（一九九九年）。

村上は、この『国家神道』を著してから以後も『慰靈と招魂—靖国の思想』（岩波書店、一九七四年）、『天皇の祭祀』（岩波書店、一九七七年）と立て、続けて国家神道関係の新書を世に問い、ついで当初から村上が専門としていた民衆宗教と国家神道との関係を論じた『国家神道と民衆宗教』（吉川弘文館、一九八二年）、さらには『国家神道』をより専門的かつ精緻に論じた『天皇制国家と宗教』（日本評論社、一九八六年）を公刊するなど、誰しもが認める国家神道研究の第一人者としての地位を築いていた。この村上の精力的な国家神道研究の背景には、当時の靖国神社国家護持問題や津地鎮祭訴訟問題、あるいは大嘗祭をめぐる論議など、同時進行的なさまざまな政教問題に立ち向かう村上自身の「国家神道の復活阻止」という政治的イデオロギー的立場があつたことはいうまでもな

い。

他方、こうした村上に代表される「国家神道復活への危惧・拒否」に立脚した国家神道論を批判する対抗イデオロギー的国家神道論も現れてくるようになり、昭和六二（一九八七）年にはその画期となる葦津珍彦の『國家神道とは何だったのか』（神社新報社）が刊行された。葦津の国家神道論の枠組みは、昭和四十一（一九六六）年に発表された「帝国憲法時代の神社と宗教」（神道文化会編『明治維新神道百年史』第二巻所収）にすでに明らかにされていたが、同書は一般向けの体裁を取つて、村上に代表される国家神道とは神社神道と皇室神道、そして教育勅語などの近代天皇制イデオロギーとが複合した「国教」とする見解を全面的に批判・否定し、「国家神道」という用語は、「日本政府ノ法令ニヨツテ宗派神道、教派神道ト区別セラレタル神道ノ一派ヲ指スモノデアル」という神道指令の定義に則して論じるべきであることを明確に主張したところにその意義があつた。これは後に新田均が国家神道論を「狭義」と「広義」のそれに分類した「狭義の国家神道論」、すなわち、国家神道とは國家的制度としての近代神社制度であるという国家神道論を代表するものとなつた。この「広義」の国家神道論を代表する村上重良の『国家神道』、そして「狭義」のそ

れを代表する葦津珍彦の『国家神道とは何だったのか』の二冊こそ、その論争的イデオロギー的な性格を反面教師とする、学問としての国家神道研究を促進する起爆剤となつたのである。

その先駆的な研究としては、村上の明治初期から昭和の「ファシズム期」までの直線的な国家神道論に対し、明治初期の「神道国教化政策」を転換した内務省の神社行政の実態解明の重要性を指摘した中島三千男の「明治憲法体制」の確立と国家のイデオロギー政策—国家神道の確立過程—』（『日本史研究』一七六、一九七七年）や、明治初年の神仏分離に端を発する「神道国教化政策」の挫折過程を経て、「國家のイデオロギー的要請にたいして、各宗派がみずから有効性を証明してみせる自由競争」としての「日本型政教分離」論を唱える安丸良夫の『神々の明治維新—神仏分離と廢仏毀釈—』（晋波書店、一九七九年）などを挙げることができる。

この後、こうした研究動向に刺激され、平成の時代に入つてからは、羽賀祥一『明治維新と宗教』（筑摩書房、一九九四年）、武田秀章『維新时期天皇祭祀の研究』（大明堂、一九九六年）、高木博志『近代天皇制の文化史的研究—天皇就任儀礼・年中行事・文化財—』（校倉書房、一九九七年）、新田均『近代政教関係の基礎的研究』（大明堂、一九

九七年）、山口輝臣『明治国家と宗教』（東京大学出版会、一九九九年）など、近代天皇制国家のイデオロギー政策と国家神道との関係を主軸に据えた実証的な研究が続々と発表されるようになった。「靖国」「津地鎮祭訴訟」「大嘗祭」といつたこの四〇年にわたる戦後の政治と宗教をめぐるイデオロギー論争が国家神道を歴史的実証的に検証しようとする学問的気運を生み出す母体となつたことは、歴史の皮肉というべきかもしれないが、こうした地道な研究が、後述する島蘭進などの現在の国家神道研究の基盤になつていることは疑いのないところであろう。

二 国家神道の前提としての神仏分離

上記したように、村上や葦津の国家神道論には彼らの政治的イデオロギー性が濃厚に込められている。しかし、そこには「実証的研究」の必要性が一貫して強調されているのも事実である。村上は「本書は、国家神道とは何か、という問題を……客観的実証的な立場で追究し解明する」と述べているし（『国家神道』）、葦津もまた「この本文には通俗説と異なる点が多いので、その実証性を確かめるのには、存外に多くの信憑性ある資料の註記を必要とした」と告白している（『国家神道とは何だったのか』）。

このように、国家神道研究に実証性が必要なことは、今日にあつては当然のこととされているが、その国家神道を形成し、成立させた最も大きな要因・背景であった明治維新时期の神道・宗教行政に関する村上・葦津らの論は、必ずしも実証的で精緻なものとはいがたいものであつた。その意味で、安丸良夫が『神々の明治維新』において、その時期の政策・行政、とりわけ神仏分離政策とそれによってはじめて実現可能となつた「神道国教化政策」を丹念に分析し、後世の国家神道形成に与えた神仏分離の重要性と意義を改めて実証的に提示したことは画期的なことであつたと評価できよう。

神仏分離が、それまでの日本の宗教世界に巨大な変革・転換を齎したことはいまや自明のこととに属する。この神仏分離及びそれに伴う廢仏毀釈に關する研究は枚挙に遑のないほど多數あるが、それが国家神道（狭義のそれであれ、広義のそれであれ）にとつていかなる思想史的・精神史的意義を有していたのかにまで踏み込んだ研究は、意外に少ない。例えば、長年にわたり地方における神仏分離・廢仏毀釈の実態を研究してきた村田安穂にあつても、「いうまでもなく神仏分離は、明治政府が近代國家の出発に際して、王政復古・祭政一致の方針をとり、天皇の神權的權威のもとに神道の國教化をはかるべく最初

に具体化した政策であつた。それは軌道修正を余儀なくされるものの国家神道の形成に向かい、天皇制国家の樹立に至る出発点となつた」と、ごく常識的な見取り図を提示しているだけである（『神仏分離の地方的展開』吉川弘文館、一九九九年）。

こうした、いわば主流的神仏分離研究に対して、村田と同じく地方における神仏分離の実態を精力的に調査・研究した田中秀和は、「明治初期の神仏分離の評価については、氏神・氏仏の廃滅を通じて日本人の精神史に大変革をもたらしたという安丸良夫氏の指摘が定説となつてゐる。しかし、それにもかかわらず現在にいたる神仏分離の個別研究の現状は、神仏分離の本質を廢仏毀釈の視点から解明しようとしている点で、おおむね従来の研究史の延長のままであるといつても過言ではあるまい。……このような研究動向の背景には、神仏分離政策は、明治政府の政策として、上から強制的かつ一方的になされたとの理解があるようと思われる」と批判し、国家神道形成の前提である神仏分離の、それまた前提となる近世の宗教世界の実態研究の必要性を説いている（『幕末維新时期における宗教と地域社会』清文堂、一九九七年）。

田中が指摘するように、安丸良夫の神仏分離に対する評価の研究史上における検証がなされないままに「定

説」化している状況は、今日もなお続いているといわざるを得ない。安丸は、「神仏分離と廢仏毀釈を画期とし、またそこに集約されて、巨大な転換が生まれ、それがやがて多様な形態で定着していった、そして、そのことが現代の私たちの精神のありようをも規定している」と述べているが、この部分だけが一人歩きをし、同じく安丸が注意深くも指摘している「もちろん、この転換は、明治初年の数年間だけでなしとげられたものではなく、その前史と後史とをもつていて」、という「その前史と後史」を視野に入れた国家神道研究は未だ現われていないというのが実情といえよう。はたして、安丸がいうように、「神仏分離と廢仏毀釈を通じて、日本人の精神史に根本的といつてよいほどの大転換が生まれた」ことを「定説」としてそのまま受け入れ、「後史」としての国家神道の形成・成立を論じることが出来るのかどうか。

この点で注目に値する神仏分離論を提示しているのが、國家神道研究にはほとんど縁のない中世宗教史研究・権門体制論で著名な黒田俊雄である。周知のように、黒田は「神道」が仏教やキリスト教と並ぶ独立の宗教として一般に理解されるようになったのは明治維新期の「神仏分離」以降のことであり、それまでの顯密佛教を中心とする宗教世界においては、その構造的な一部分に過ぎず、本來的には下部の周縁的部分であり、独自の宗教としての独立性を有していないかったという説を繰り返し主張しているが、それに関連して黒田は昭和五七（一九八二）年に発表した「鎮魂の系譜—国家と宗教をめぐる点描—」（『歴史学研究』五〇〇）において、「神仏分離が、それに作為的・権力的に独立性を与えたことは、周知のことであるが、それがよかつたか悪かっただけはここで問題ではない。問題は、「神道」がそのような作為の所産であるがゆえに、いまでもかつての顯密佛教的な「神道」の感覚や思考形式が、国民の潜在意識や風習のなかに生きている現実を、確認することである」と述べた上で、続けて「今日、「神道」と仏教とは別の宗教であるとされている以上、国家神道に類するやり方の宗教儀礼の強制は、仏教各宗信徒に對してであれ教派神道信者に對してであれ、明らかに信教の自由を侵害するものであるが、重要なことは、それが大多数の日本人にはそのような実感で受け止められていない事実である」と、いかにも当時の「靖国問題」に対峙して書かれた論文を如実に示す心情吐露のような指摘をしている。そして、さらにつづけて「最後に、戦死者の靈を国家が祀ることを当然とみなす、かなり多くの人々の心情について、注意したい。もしそこに、御靈信仰にも通ずる鎮魂の宗教意識が

続いているとみる見解が正しいならば、そこには「英靈」という虚飾の言葉とはうらはらに、死者の情念を代弁する、国家に対する償いの要求が含まれていることも、みるとべきであろう。やや極端にいえば、そこには国家・政治といふものを災厄として上から降りかかってくるものとみてきた幾百年にわたる民衆の意識の残映があるのかもしれない。鎮魂の意識は、主導し組織するしかたによつて、さまざまな表現形態をもちうるものであることを、われわれは銘記しなければならないのである」とも述べている。

黒田がいう、神仏分離による「神道」の独立は「法的・制度的」なものであり、今日でも「かつての顯密仏教的な『神道』の感覺や思考形式が、国民の潜在意識や風習のなかに生きている現実」があるとの現状認識に対しては、前記したように田中秀和の所論が有力な反証となるだろうし、またそれを真っ向から否定する安丸の神仏分離評価が存在する。

以上、見てきたように、黒田は宗教としての「神道」は、神仏分離という國家権力による作為によつてはじめて宗教的に独立したのであり、その作為性ゆえに今日においても国民には「顯密仏教的神道」の感覺や風習が残存しているというのである。これに対し、安丸は神仏分

離によつて現代の日本人の精神をも規定する大転換が成し遂げられたと主張するのである。いうまでもないことだが、およそ国家神道を論ずる者にとって、たとえそれが神社制度を中心とする「狹義の国家神道」であれ、あるいはあらゆる神道的因素を含んだ国家的思想及びその制度・装置としての「広義の国家神道」であれ、神仏分離といふ國家権力による政策の立案と実施、そしてその政策的思想的完結なしには国家神道は形成されようがなかつたし、成立する余地はなかつたと考えるのが常識的な歴史・社会認識であろう。にもかかわらず、村上重良以来の国家神道研究は、この神仏分離という明治維新政府の作為による「神道」の宗教的独立（黒田俊雄説）と日本人的精神の大転換の画期となつた政策（安丸良夫説）の思想史的意義を精緻に追究しようとはしてこなかつた。これは従来の国家神道研究の大きな欠陥であり、国家神道の研究と神仏分離研究は密接不離の関係にあることを改めてここで確認しておきたい。

三 島園進の国家神道論

ところで、前述したように、村上重良が『国家神道』を刊行してから、今年でちょうど四〇年になる。そんな

折、奇しくも同じ岩波新書の一冊として、島薗進の『國家神道と日本人』(岩波書店、二〇一〇年)が発刊された。この四〇年のあいだで、いわゆる国家神道に関係する研究は増加の一途を辿り、その過程において「国家神道とは何か」といった概念規定をめぐる論議も盛んに行われるようになった。

この「国家神道とは何か」について、村上は、「国家神道は、集団の祭祀としての伝統をうけついできた神社神道を、皇室神道と結びつけ、皇室神道によつて再編成し統一することによつて成立した。民族宗教の集団的性格は、国家的規模に拡大され、国民にたいしては、国家の指導理念である国体の教義への無条件の忠誠が要求された。国家神道の教義は、そのまま国民的精神であるとされた」(『国家神道』)と述べている。同じく、「国家神道とは何か」という問い合わせに対し、島薗は「(国家神道とは)天皇と国家を尊び国民として結束することと、日本の神々の崇敬が結びついて信仰生活の主軸となつた神道の形態である」(『国家神道と日本人』)と規定している。一見したところ、国家神道の概念規定に関しては、村上も島薗も同一のよう見えるが、島薗は村上の所説を断固として退け、「村上重良は古代以来存在してきた「神社神道」こそが、国家神道の基盤となつた実態であると見な

している。それによると、神道は古来存在してきた「民族宗教」であるが、その具体的現れは「神社神道」である。その「神社神道」が基体となつて国家神道が形成されたのだという。……このように神社神道を国家神道の基体と考える考え方には、村上だけではなく、かなりの数の神道学者、歴史学者、法学者などに共有されている。国家神道論が混迷している大きな理由の一つは、近代法制度上の存在にすぎない「神社神道」を基体として国家神道を捉えようとする見方にはまり込んでしまったことがある」(同上)と述べ、島薗が感じている「国家神道論の混迷」の原因は、国家神道の基体として「神社神道」を据えていること、すなわち新田均の整理による「狭義の国家神道論」にあると一刀両断している。

島薗は「国家神道論の混迷」の原因は、国家神道の「基体」に神社神道を据える国家神道論にあるといふのであるが、はたして、そうであろうか。国家神道、明確な輪郭と実態を露わにした国家神道。それを知りたい、明白にしたいといふのなら、それはそれで不可能な作業ではないだろう。事実、「国家神道」という用語に対しても、島薗は次のように明確に概念規定・定義をしているではないか。

国家神道という用語は、明治維新以降、国家と強い

結びつきをもつて発展した神道の一形態を指す。それは皇室祭祀や天皇崇敬のシステムと神社神道とが組み合わされて形作られ、日本の大多数の国民の精神生活に大きな影響を及ぼすようになつたものである。皇室祭祀や天皇崇敬のシステムは、伊勢神宮を頂点とする国家的な神々、とりわけ皇室の祖神と歴代の天皇への崇敬を通じて、国家神道においては「皇祖皇宗」への崇敬が重い意義をもつており、神聖な皇室と国民の一体性を説く国体論と結びつく。以上のような国家神道の語義は、一九五〇年代末に提起されて以来、広く受け入れられてきたこの語の通俗的な用法とさほど隔たっていない。（国家神道と日本人）

このように島薦は述べるのであるが、はたして「以上のような国家神道の語義は、一九五〇年代末に提起され以来、広く受け入れられてきたこの語の通俗的な用法とさほど隔たっていない」とい切れれるのだろうか。國家神道という語の通俗的用法にも時代ごとの差異があることは、手許にある『広辞苑』の第一版（『国家神道』が出る前の昭和四四年）と第五版（島薦が「国家神道」研究に着手する前の平成一〇年の）「国家神道」の記述の相違を見ても明らかであろう。第二版では、「国家権力の保護を得

て国教的性格を持った神社神道。明治以降、軍国主義・国家主義と結びついて推進され、天皇を現人神とし、天皇制支配の思想的支柱となつた。敗戦後、GHQも指令により国家の保護を失う」とあるのに対し、第五版では「明治維新後、神道国教化政策により、神社神道を皇室神道の下に再編成してつくられた国家宗教。軍国主義・国家主義と結びついて推進され、天皇を現人神とし、天皇制支配の思想的支柱となつた。第二次世界大戦後、神道指令によつて解体された」とある。第五版が村上の『国家神道』をベースにしていることは明らかであり、島薦のいう「国家神道」の語義とはかなり「隔たつている」と理解するのが妥当ではなかろうか。島薦には島薦なりの国家神道研究を通じての「国家神道」の概念規定・定義があつて然るべきであり、それが妥当かどうかを決定するのは歴史的事実と歴史的論理の整合性である。ところで、この「国家神道」の語義・概念をめぐつては、葦津珍彦の『国家神道とは何だったのか』が刊行されて以来、「狭義」か、それとも「広義」かをめぐる「国家神道論」研究が盛行している。この動向に大きく貢献したのが新田均であり、新田は平成一一（一九九九）年に發表した「国家神道」論の系譜上（下）（『皇學館論叢』三三一二）において、これまでの国家神道研究を「狭義」と「広

義」の「国家神道論」に区別することを提案した。この提唱を受けて、島薦進は平成二年（二〇〇二）年に「国神道と近代日本の宗教構造」（『宗教研究』三二九）を発表し、島薦の本格的な国家神道研究が開始された。以後、島薦は続々と国家神道に関する論考を発表し、その精力的な研究が大きな注目を集めていることは周知の通りであろう。こうした島薦のこれまでの研究成果をコンパクトにして世に問うたのが『国家神道と日本人』であり、ここでは「狹義」の国家神道論からは見えてこない島薦が指摘する要素、つまり「国家神道を導いたメンタルなもの、すなわち言説や表象の形成」が重視的に盛り込まれて語られている。まさしく同書の小見出しにある「理念や思想としての国家神道」を論じたものであり、「国家神道の思想的イデオロギーの側面」からの全体的な国家神道研究と称すべきであろう。

この島薦の国家神道論で注目すべきは、明治二年五月の「皇道興隆の御下問」と明治三年一月の「大教宣布の詔」という二つの文書こそが「国家神道を確立することを指示した天皇の発言」なのであり、以後の国家神道の祭祀体系とその「教え」の基本となつたと評価していることである。また、さらに島薦は国家神道の理念・思想を象徴するキーワードとして「皇道」を挙げ、この「皇

道」を具体化したものがやがて「教育勅語」となつて結果したと説くのである。かかる島薦の説が斬新であることに間違いはなかろうが、果たして明治二、三年段階の宣教使時代に使用されていた「大教」や「皇道」といった言葉に込められた理念や精神と「教育勅語」のそれとが同一内容であるといえるのかどうか。古くは徳重浅吉の『維新精神史研究』（立命館出版部、一九三四年）、戦後では藤井貞文の『江戸国学転生史の研究』（吉川弘文館、一九八七年）や前掲・羽賀祥一の『明治維新と宗教』などを見る限り、さらなる緻密な検証が必要であると思われるが、いずれにせよ四〇年前の村上重良『国家神道』に匹敵する迫力と内容を有した、それこそ島薦が実践してきた「村上国家神道論」を鍛え直すという作業の大きな成果の一つであることは確かであろう。

四 村上「国家神道論」を超えるもの

これまで見てきたように、村上重良の『国家神道』以来、多くの研究者が国家神道について直接・間接に論じてきた。そして、その大多数が村上国家神道論を意識して研究を遂行してきたことは疑いのない事実である。こうした国家神道論の一つひとつを、それも国家神道の思

想史的側面に限定して紹介し、かつ批判的建設的に論じることはかなり困難な作業である。しかしながら、本稿でもたびたび取り上げている新田均はそうした地道な作業をこつこつと遂行してきた。前記した「[国家神道]論の系譜(上・下)」はその代表であり、また「[国家神道]研究の整理」(『神道史研究』五三一、二〇〇一年)や「島蘭進「国家神道」論の吟味(一)・(二)」(『明治聖徳記念学会紀要』復刊三六号・三七号、二〇〇一・二〇〇三年)なども近年の国家神道研究の動向を知る上で非常に有用である。

新田は「[国家神道]論の系譜(上・下)」において、まず「狭義の国家神道」論者と「広義の国家神道」論者とを図示化して整理し、前者の研究者として葦津珍彦、西田廣義、そして阪本是丸を挙げている。また後者では、戦前は加藤玄智とD・C・ホルトムを挙げ、戦後では藤谷俊雄、村上重良、宮地正人、中島三千男、そして安丸良夫を挙げているが、これらの研究者の国家神道論の内容紹介・批評は「広義」のそれと目される研究者であって、葦津等の「狭義」派は除外されている(島蘭進の名が見えないのは、当時の段階では島蘭にこれといった国家神道論がなかったからであり、前記「島蘭進「国家神道」論の吟味(一)・(二)」で専門に取り扱われている)。ここで取り上げられている研究者は、いずれも歴史的実証研究を重視しつつも思想や

イデオロギーに関心の深い人たちであり、国家神道を思想的イデオロギー的側面から研究していることはいうまでもない。

とりわけ、安丸良夫はその代表格とも目される研究者であり、前記『神々の明治維新』といつた国家神道に関する深い啓蒙書だけでなく、国家神道を中心とする近代の宗教関係史料を編集した『宗教と国家 日本近代思想大系5』(岩波書店、一九九八年)の編者であり、同じく編者の宮地正人の「国家神道形成過程の問題点」とともに「近代転換期における宗教と国家」と題する解説論文を書いている。さらには、同じく今日の近代天皇制研究や国家神道研究にも大きな影響を与えていた『近代天皇像の形成』(岩波書店、一九九二年)を出すなど、国家神道の思想的イデオロギー的研究には欠くことの出来ない研究者であることはいうまでもない。

安丸は『近代天皇像の形成』において村上重良の国家神道論に疑問を呈し、「村上説は、皇室神道と神社神道を国家神道と呼ぶだけでなく、それに公認宗教としての教派神道・仏教・キリスト教、また教育勅語をもあわせた複合体を「国家神道体制」と称し、これを広義の国家神道とするものである。……この見解では、「国家神道体制」なるもので近代日本の宗教史を覆ってしまう結果

となり、多様な宗教現象を一つの檻のなかに追いたてるような性急性が感じられる。国家神道が国教でありながらも、教義を欠いた祭祀として成立したというのは、考えてみればたいへん奇妙なことであり、私は、なぜそのような結果となつたのかを追求してゆくことで、村上説はのりこえられるべきものだと思う」と述べて、村上の国家神道論を克服する手立てを示唆している。

安丸は、村上が「国家神道が国教でありながらも、教義を欠いた祭祀として成立した」というのは奇妙であると述べているが、国家的祭祀制度としての皇室祭祀・神宮祭祀・官国幣社以下神社祭祀は明治初年以来実質的に存在しているのであり、それが制度的に確立されるのは明治末年から大正初期にかけてであることは明白な歴史的事実である。国家神道とは、こうした国家的祭祀制度を「基体」とする近代日本における「神道の一形態」であり、だからこそ神道指令は「狭義」か「広義」かといつた次元では論じられない、国家神道の中核・根幹である神宮・神社と国家との関係の廃絶を迫つたのだと考えるならば、国家的祭祀制度こそが国家神道の思想・イデオロギーの表象と理解することも出来るのではないだろうか。

無論、このように述べたからといって、国家神道を

「広義」に解釈し、その立場から戦後もなお皇室祭祀（宮中祭祀）が続いているから、それを「国家神道」と呼ぶ研究者がいても自由である（島薗『国家神道と日本人』）。歴史の皮肉であろう、葦津珍彦は「国家神道」の語を、時により人によって、勝手しだいに解釈し……問題の中となる語の概念を、各人各様に、ほしいままに乱用したのでは、明白にしてロジカルな理論も、史観史論も成立するはずがなく、対立者との間の理論的コミュニケーションもできない」ことを悲憤慷慨して「国家神道とは何だったのか」を書いたのであるが、葦津が想定した「対立者」不在のまま、結果的には「狭義」か「広義」かをめぐる国家神道論を続出させる大きな契機となつたようである。しかし、心配することはない。島薗が『國家神道と日本人』を書いたのは、次のような意図・理由があつたからであるから。

「国家神道とは何か」が見えなくなつてゐるために、日本の文化史・思想史や日本の宗教史についての理解もあやふやなものになつてゐる。当然、「日本人」の精神的な次元でのアイデンティティが不明確になる。「国家神道とは何か」を理解することは、近代日本の宗教史・精神史を解明する鍵となる。この作業を通して、明治維新後、私たちはどのような自己

定位の転変を経て現在に至っているのかが見えやすくなるだろう。このことこそ、この本で私がもつと

も強く主張したいことだ。

もはや、国家神道研究もかつての村上重良の国家神道論どころではない時点に到達したようだ。国家神道論をめぐる思想史的研究が必要な段階に入ったのかもしれない。これが、「狭義」と「広義」をめぐる国家神道研究の現状であり、過去四〇年の帰結でもあるとするならば、国家神道の思想的・イデオロギー的研究は際限なく広がる豊かな可能性を秘めた研究分野として一段と深化し、進化していくことだろう。そうした国家神道研究の最新の成果が畔上直樹の『村の鎮守』と戦前日本一「國家神道」の地域社会史』（有志舎、一〇〇九年）である。畔上は、島薗の「国家神道はどのようにして国民生活を形づくったのか？」—明治後期の天皇崇敬・国体思想・神社・神道—（洗建・田中滋編『国家と宗教・宗教から見る近現代日本』上巻、法藏館、一〇〇八年）などに見られる「国家神道」論を社会史として展開すべきという主張を高く評価し、地域の神職の活動と国家神道との関係を社会史的に描き出している。とりわけ、国家神道は大正デモクラシーを経て一九二〇年代に確立されたという結論部分は、これらの地域レベルでの国家神道研究のさらなる思想

的イデオロギー的実証研究を飛躍的に促進する跳躍台となるであろう。

五 国家神道研究の基盤とは

国家神道をどのように概念規定し、定義するのか。それは、各々の主体性を保持した研究者の勝手に委ねられる事柄である。その立場を自己規定して「狭義」としようが、あるいは「広義」としようが、または他者がレッテル貼り・分類をしようが、国家神道が国家神道として成り立つ最低限の条件はあるはずである、そう考えるのも自由な研究姿勢として許容されるべきであろう。

「広義」の国家神道論の代表とされる村上重良の国家神道研究に大きな影響を与えたD・C・ホルトムは次のように述べている。「われわれが日本国家の宗教的基礎という場合、われわれは「宗教的」という言葉を、單に比喩的な意味で使つてゐるのではない。……それはどちらかといえば、八百万の神々、数千の神官、数万の神社、念の入つた式典、教義および聖典から成る慎重に組織化された宗教的祭祀であつて、他国の国民、特にいまや急速に日本の制圧と威力の支配の下に狩り立てられている極東諸国の国民にとつて何よりも意味深いことは、この

宗教的祭祀が神から授かつた使命を担うという気持ちを持つていることである。これが国家神道である」（深澤長太郎訳『日本と天皇と神道』逍遙書院、一九五〇年）、と。ホルトムにとつても、神社は国家神道——そのものではないにしても——に必要不可欠な要素と見做されていたのである。この立場からするならば、神社（神社神道）が近代日本にあつて、どのような国家的かつ人民大衆的位置付けにあつたのか、その実態を思想的イデオロギー的側面から探ることは「狭義」あるいは「広義」の国家神道論を問わず、国家神道研究にとつての基礎的作業であり、国家神道研究の基盤であることに疑いの余地はなかろう。

（國學院大學教授）